

高松市・国分寺町合併協議会会議録  
第 8 回 会 議

平成16年10月19日(火)

高松市・国分寺町合併協議会



高松市・国分寺町合併協議会会議録

第8回会議

1 日時

平成16年10月19日(火)午後1時30分開会・午後3時12分閉会

2 場所

香川県自治会館 7階会議室

3 出席委員 23人

会長	増田昌三	委員	末澤進
副会長	福井則史	委員	山下義男
委員	井竿辰夫	委員	岡西定雄
委員	土井信幸	委員	綾野忠雄
委員	谷本繁男	委員	大捕宣英
委員	宮崎直	委員	千葉規美子
委員	大橋光政	委員	柘植敏秀
委員	川染勉	委員	白井加寿志
委員	梶村傳	委員	大比賀郁夫
委員	大浦澄子	委員	池崎清子
委員	三笠輝彦	委員	松岡隆義
委員	森谷芳子		

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	佐々木英典
副幹事長	土井信幸(委員兼務)	幹事	川上保直
幹事	熊野實	幹事	武下文男
幹事	横田淳一		

6 幹事会部会委員 16人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	健康福祉部会長	岡内 須美子
総務部会委員	武下文男 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	谷本 裕己
総務部会委員	小山 正伸	健康福祉部会委員	池内 保
総務部会委員	石垣 佳邦	産業部会委員	帯包 正夫
総務部会委員	伊藤 憲二	議会部会長	金子 史朗
企画財政部会長	横田 淳一 (幹事兼務)	議会部会委員	宮本 弘
企画財政部会委員	井上 哲	議会部会委員	川原 譲二
市民部会委員	鎌田 良博	議会部会委員	西川 宏行

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	森田 大介
事務局次長	加藤 昭彦	総務班	黒淵 博美
事務局次長 (計画班事務取扱)	福井 隆	調整班長	清谷 文孝
総務班長 兼調整班兼計画班	清野 賢治	計画班	山上 龍二

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議事

#### (1) 協議事項

協議第 1 3 号 条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）について  
（第 7 回会議提案：継続協議）

協議第 1 4 号 電算システム事業（協定項目第 2 4 - 2 号）について  
（第 7 回会議提案：継続協議）

協議第 1 5 号 広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）について  
（第 7 回会議提案：継続協議）

協議第 1 6 号 生活保護事業（協定項目第 2 4 - 8 号）について  
（第 7 回会議提案：継続協議）

協議第 1 7 号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について

協議第 1 8 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）  
について

協議第 1 9 号 その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）  
について

協議第 2 0 号 その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）  
について

協議第 2 1 号 その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）  
について

協議第 2 2 号 建設計画（協定項目第 2 5 号）について

### 4 その他

(1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

(2) 高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

### 5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・国分寺町合併協議会第8回会議を開会いたします。

皆様方には、本日、足元のお悪い中を御出席いただき、まことにありがとうございました。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、千葉規美子委員さんと大比賀郁夫委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、会議次第の3、(1)の協議事項の協議第13号条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)についてを議題といたします。

なお、この協議第13号から協議第16号までにつきましては、前回の第7回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、まず、協議第13号の提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の1ページをお開き願います。

協議第13号条例・規則等の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略いたします。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第13号について、御質問、御意見

等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、それでは、協議第13号についてお諮りをいたします。

協議第13号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございますので、協議第13号は原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第14号電算システム事業（協定項目第24-2号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から改めて説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料4ページをお開き願います。

協議第14号電算システム事業についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、国分寺町のシステムに必要な改修を加え使用する。」というものでございます。

提案内容は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第14号について、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようございましたら、協議第14号についてお諮りいたします。

協議第14号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第14号は原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第15号広聴広報事業（協定項目第24-3号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、資料の7ページをお開き願います。

協議第15号広聴広報事業についてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。現在、国分寺町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。防災行政無線による一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。」というものでございます。

提案内容は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第15号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

松岡委員 国分寺町の松岡です。

広報事業の中で、ケーブルテレビは高松市の制度に統一するということになっております。大変期待をしております。

このケーブルテレビによるメリットですけれども、大変大きな情報源になると考えております。一つ目には、屋根の上についているテレビのアンテナがなくなり、空がきれいになって環境美化につながると思います。2点目は、国分寺町では、山に囲まれている関係か、テレビのアンテナで映りにくい場所があります。ケーブルテレビの回線によって映し出される映像は、大変きれいで多くのチャンネルを楽しむことができると考えております。3点目は、きょうの協議会のような、また、高松市の市議会の情報はケーブルテレビを通して映し出され、傍聴に行かなくても各家庭の茶の間で傍聴ができ、若者も関心を持って見るだろうし、市役所が近くに感じると思います。4点目は、生活、文化、福祉、教育その他あらゆる分野において情報を発信していただけたらと思っております。

また、将来的にはケーブルテレビとジョイントし、高速インターネットに接続して多彩な通信を利用し、在宅介護支援や緊急時の危機管理も導入して、住民が安心して暮らせる環境、豊かな情報を提供し、21世紀にふさわしい体制を心掛けて、新しいまちづくりの構想の中に組み入れていただきたいというふうに要望いたしたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。



以上です。

議長（増田会長） ただいまの件について、事務局から。

事務局長 ちょっと事務局の方から関連ということで説明をさせていただきますけれども、御意見いただきましたケーブルテレビにつきましては、合併協定項目に上がっておりますわけですが、御承知のとおり、この高松市がかかわっておるケーブルテレビは、高松市も出資している民間の会社が、第三セクターというところでやっておる事業でございます。したがって、直接的にその事業を国分寺町の地域内に拡大、普及していくためには、その事業、会社として意思決定をして、財源を確保して事業を実施するということが必要になるかと思えます。そういう手続は、当然、あるわけですが、ここで、合併協定項目で調整しておりますのは、そういう高松市としてケーブルテレビを利用している広報については、高松市の制度をそのまま統一していくということでございますので、将来的に国分寺町の地域においてもケーブルテレビが普及していけば、それを利用するの広報を行っていくという趣旨でございますので、今後、市域全体におけるケーブルテレビの普及等について、直接、間接的に行政の立場で対応していくというふうになるかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかに。

はい、どうぞ。

池崎委員 池崎です。

防災行政無線についてなんですが、先日の台風のときなんですけども、私の家の裏には池があるんですが、その台風のときに大雨があるわけなんですけど、そのときに無線で、池の管理者は即時に池の管理に対して池の水なんかの調整をするようにという放送がありまして、その放送があって本当にもう何分か後にどっと池のゆるが抜かれまして、夜通し、池のゆるを抜いて満水になるのを防いだわけなんですけど、どうぞこの防災無線も、やはり土地の事情に詳しい町内の方が防災無線で放送すると、行き届いた予防ができるんじゃないかと思えますので、どうぞそういう点も、ちょっと小さい問題かもしれませんが、町民のためによろしく願いいたします。

議長（増田会長） 承りました。

ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

川染委員 国分寺の川染です。

今の無線でございますが、防災無線でございますが、合併時まで調整すると書いてあるわけなんですけど、豪雨災害に対する防災対策の推進のための検討すべき課題として、及びその対策についてということで、第2回改正版、平成16年10月1日、平成16年7月梅雨前線豪雨と災害対策関係省庁局長会議ということで申されておりますが、整備率は、普及率は63.0%、平成16年6月30日現在の向上に向けて、関係省庁連携のもと引き続き普及推進に努めるということでやっておるんでありますが、高松にも防災無線を設置していただいて、有効にやっていただければと、特に希望いたします。国分寺町も、今、新しい機械との取りかえでやっておりますので、どうか高松地方の方において、無線を設置するべき、前向きにやっていただきたいと思います。

以上。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局からまず説明をいたしますが、これについては附属資料の12ページ一番下、4番目、防災行政無線による一般広報のことでございますが、これについては、防災行政無線そのもの、その施設とかハードの部分、それについては、合併協定項目としては消防防災関係事業ということで、別の合併協定項目になります。それについては、まだ調整が終わっておりませんので、後日の合併協議会に提案されてくると。当然、防災行政無線の取扱いについて、それをどうするのかということで取扱いが協議されるわけでございますが、ただいま御指摘いただきましたような災害時への対応に適切に対応できるようなシステムということで取扱いが協議されるものというふうに理解をいたしております。ここで提案をいたしておりますのは、そういうハードの部分の設備、機械を使って一般広報を行うことについては、合併後においてもやりましょうと。ただ、一般広報の取扱い、12ページに書いておりますような1日3回の定時放送とか、そのほかの緊急放送等について、具体的に、事務的にどのようにするかということについて、合併時まで、詳細について調整をするということでございますので、基本的に広報することについては間違いがございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ほかにないようでしたら、協議第15号についてお諮りいたします。

協議第15号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第15号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第16号生活保護事業（協定項目第24 - 8号）についてを議題といたします。

提案内容を改めて説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料10ページをお開き願います。

協議第16号生活保護事業についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「生活保護事業については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第16号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第16号についてお諮りいたします。

協議第16号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第16号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第17号地域審議会の取扱い（協定項目第6号）についてを議題といたします。

なお、これよりの協議第17号から協議第21号につきましては、会議規程に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、

第9回会議において改めて質疑、協議等を行った上、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料13ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第17号地域審議会の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほど、枠囲みの中にございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、国分寺町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。」

以上が提案内容でございます。

この提案内容の趣旨でございますが、地域審議会を設置するとともに、次の協議事項で提案をいたしております議員の定数及び任期について、合併特例法で認められている特例措置を活用して、複合的な仕組みを整備することにより、合併後における国分寺町地域のまちづくりなどに関し、地域住民の意見が直接、間接に施策に反映できる仕組みを整備しようとするものでございます。

それでは、次の14ページをお開き願いたいと存じます。

ただいまの別紙といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市国分寺地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議を掲載をいたしております。

なお、この別紙につきましては、合併協定書におきましても掲載されるものでございます。

それでは、この協議の要点について御説明させていただきます。

まず、第1条でございますが、設置について述べておりまして、合併の特例に関する法律に基づき、合併前の国分寺町の区域に地域審議会を置く旨が記載をされております。

次に、第2条の設置期間でございますが、建設計画の期間、おおむね10年間ということで、合併の日から平成28年3月31日までといたしたところでございます。

次に、第3条は地域審議会の所掌事務について定めておりまして、地域審議会は設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとされております。

まず、1点目といたしまして、高松市と国分寺町との合併に関する建設計画の執行状況

に関すること。2点目といたしまして、高松市と国分寺町との合併に関する建設計画の変更に関すること。3点目といたしまして、国分寺町地域のまちづくりに関すること。4点目といたしまして、前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項といたしております。

次に、第4条は組織でございますが、まず第1項で、地域審議会は委員15人以内で組織することといたしております。

また、第2項で、委員は、設置区域内に住所を有し、選挙権を有する者で、学識経験を有する者及び公募により選任された者のうちから市長が委嘱することといたしております。

次に、第5条は、委員の任期及び失職でございますが、委員の任期は2年とすることといたしております。

また、第3項におきまして、委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとするといたしております。

次に、第6条の会長及び副会長につきましては、委員の互選により選任することといたしております。

次に、15ページの第7条の会議についてでございますが、会議は毎年度2回開催するものとし、会長が招集すること。

第2項では、委員総数の3分の1以上の委員から会議の開催の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならないことといたしております。

次に、第8条の地域審議会の庶務でございますが、地域審議会の庶務につきましては、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置くことといたしております。

次に、第9条で、この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めることといたしております。

なお、附則といたしまして、この協議は、合併の日から施行することといたしております。

続きまして、次の16ページをお開き願いたいと存じます。

16ページには、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました先進地域10市の事例を紹介いたしておりますが、10市のうち、地域審議会の取扱いについて協議をされた市は4市でございます。資料には、そのうち3市の事例を記載しているものでございます。

資料でございますように、大船渡市と新居浜市では、地域審議会を設置することとし、

つくば市におきましては、協議の結果、設置しないことといたしております。

また、次の17ページでございますが、同じく先進事例といたしまして、現在、協議が進められております中核市のうちで、秋田市を初め五つの市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、今回提案した内容とほぼ同じ内容となっているものでございます。

以上、簡単でございますが、協議第17号地域審議会の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第17号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

岡西委員 岡西でございます。

私どもの議会の合併対策特別委員会が先般開かれまして、この、いただいた資料をもとにいろいろ意見交換をいたしました。そうした中で、私の記憶にある限りのことをかいつまんで、ちょっと申し上げてみたいと思うんです。

この協議につきましては、1市6町の幹事さんが、法的根拠は恐らくないと思うんですけれども、決定したものであって、今合併協議会に提案されたものでありまして、どうも私どもの委員としては、合併対策の委員としてはどうしても納得できるものではないということであります。

合併新法及び改正現行の合併特例法におきましては、法人格を有する特別地方公共団体でありますところの合併特例区を一定期間、5年以内ということですがけれども、創設できることになっておるのは御承知のとおりであります。このような問題は、編入する、編入を受ける高松市としては大した問題ではないかもしれませんが、編入される私たち国分寺町の住民にとっては、非常に大きな問題であるということ、合併協議会の中で地方自治組織に関する小委員会を、ぜひ設置して、慎重にかつ十分に議論をした上で決定していくものではないかと考えるわけであります。合併特例区制度を導入することが、編入される国分寺町の住民にとりましては、一番安心できる制度であります。また、高松市にとりましても、国分寺町に対する施策が非常にやりやすい制度であると、そのように考えております。いかがでしょうか。合併特例区制度を国分寺町としては強く望んでおりますが、そのことについて事務局の考えをお伺いしたいと思います。

議長（増田会長） それじゃ、事務局から。

事務局長 事務局から説明をいたしますが、冒頭のところで御指摘いただきました1市6町の幹事が決定したということでございますが、決定はいたしておりません。

事実を申し上げますと、合同幹事会という形で会議が開催されたわけですが、その合同幹事会については、高松市が案内をして、各合併協議会、六つの合併協議会の幹事会のメンバーの方に集まっていたいて、高松市としての考え方を提示をしたということでございます。なぜ高松市としての考え方を提示したかといいますと、各合併協議会から段々の御意見として、各合併協議会に共通する、今回の議員の取扱いあるいは地域審議会の取扱いについては、同様の対応が必要であるということで、高松市としての考え方を提示されたいという御意見がありました。それを受けて、高松市側からの考えとして提示されたものでございます。その合同幹事会においては、その提示された考え方について、各町に持ち帰っていただいて、町の内部で意思集約をしていただくということになったわけでございます。その会議においては決定をしたものではございません。まず、その点を御理解をいただきたいと思います。

それから、後段部分の御指摘、御意見でございますが、その合同幹事会の場において、高松市から説明のあった内容をここで御紹介をさせていただきますけれども、まず、地域審議会を設置する理由でございますが、合併に伴う行政区域の拡大等により、住民の意見が合併後の市の施策に反映されにくくなるのではないかと懸念があることを踏まえ、編入される町の区域を対象として、合併特例法による地域審議会を設置をしたいということが第1点です。この地域審議会については、合併協議会の合併協定項目として設定されておりまして、この協議会において協議をする対象でございますので、この際、その制度の趣旨を最大限に尊重し設置することとしたいということでございます。それから、第3点目としては、全国的にも編入合併において段々の事例が見られ、対応が容易である。また、4番目としては、審議会というのは附属機関の一つでありますから、基本的には従来の審議会の取扱いと同様でありまして、住民、議会、行政ともに制度として理解しやすくなじみやすい制度であるということでございます。このようなことから、地域審議会を設置をする方がいいのではないかとございます。

なお、合併特例区なり、あるいはもう一つの地域自治区という制度がございますけれども、それらについてどうなのかということでございますが、高松市における現在の1支所21出張所の配置の対応、及びそこで行っている事務の状況等とのバランスを考慮するとき、現時点において、編入地域だけを対象とした合併特例区あるいは地域自治区の設置に

については、円満な合意形成を得られる情勢にはないのではないかということでございます。

合併特例区については、特に、法人格を有する特別地方公共団体ということでございますので、合併の効果、地域の一体性確保ということからいきますと、それに相反することになるものでございます。それから、地域の一体性、市域内の均衡と整合性の確保、また簡素で効率的な行政組織体制の確立という視点からは、ちょっと相反する制度になるのではないかとございます。

そのようなこともございまして、どちらにしても、この合併協議については、関係自治体の円満な合意が前提でございまして、さまざまな意見の違いを調整し、高松市も各町も互いに合意できる最大公約数の取り扱いを選択することになりますので、そのような情勢も踏まえて、高松市側からは地域審議会を設置することが一番望ましいのではないかと、そのような考え方から提案されたものと、事務局としては受けとめております。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

岡西委員 いずれにいたしましても、周辺6町がまだ、合併の期日がまだまだ不透明でございまして、決まったの、塩江町はもう決まってるんですか。不透明な中ではありますけれども、それぞれの、私どもこの次に出てくる18号議案も含めて、やはり議員同士でも、やはり6町が意見交換をして、やはりそれぞれの考えを述べ合うということ、それでまとめるということも大切じゃないかなあというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（増田会長） わかりました。

ほかに何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

綾野委員 国分寺の綾野でございます。

今、岡西委員がお尋ねになったことそのものでございますが、事務局からの説明も十分に理解はできるんですけども、この協議会が合併の協議について協議していくということは、第1回の協議会の中で協議項目が示されております。それについて一つ一つ確認をしていくという作業であるということも十分に理解しておるんですが、国分寺町と高松市が合併協議会を設けたその後に、合併新法というもんで、地域自治区とか合併特例区とかというのが認められたと思うんです、設置することを。そういうことを受けて、国分寺町の議会の特別委員会の中でも、それだったら、地域審議会でなくして合併特例区で協議をし



たらどうだと、そのような意見があるのは確かであります。ただ、その協議項目を変更していただくためには、6町が足並みをそろえないかんと思う。うちだけが協議項目を変更せえというわけにはいかんと思いますが、この6町が協議項目の変更に足並みがそろうようであったら、この地域審議会という協議項目をおろして、合併特例区という協議項目に変更することができるかどうか、そのあたりをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 合併協定項目として設定していない項目について、この合併協議会で協議できるかどうかについて、それは、総意でそのような方向が示されれば、当然、この合併協議会で協議は可能でございます。

合併特例区について、ちょっともう一点補足させていただきますと、先ほど言いましたように、合併特例区というのは法人格を有する特別地方公共団体ということで、今現在のそれぞれの自治体の上というか下というか、重層的に、層を重ねるような形で別の自治体ができるということでございます。そういう自治体を別につくるということからいきまして、この今回の新法においては、合併時に限って5年間、それも5年間を限定して設置することができるということございまして、建設計画の期間等を考えますと、5年間というのは非常に不十分であるというような御意見が一方であります。そのようなことも含めて総合的に判断すれば、実としては、地域審議会も合併特例区も地域自治区も、その地域のまちづくりについて意見を出して、それを実現に向けて前へ進めていくという組織でございますので、ほぼ同様の内容が可能である、対応が可能である、そのようなことから地域審議会に対応することが、期間的にも内容的にもいいのではないかとということで、集約整理をしたようでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） どうぞ。

綾野委員 事務局の説明はよくわかるんですが、私のとこの議会にも、その、事情がございまして、もし6町で同じ足並みがそろうんでしたら、この次の協議第18号の問題も一緒であると思うんですけども、答えを、一緒に答えを求めないかんのに、別々の会で協議をするというんでなくして、よろしかったら合同で、こういう一つの答えを求めるものについては、合同の協議会ができるものかどうか、そこらあたりももう一度お尋ねしたい。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 その点について、事務局の立場で申し上げられることを言いますと、議会の議員のみで自由に意見交換を行うことについては、当然、それはいいことであろうという

ふうに理解をいたしております。例えば、国分寺町議会など議会側の呼びかけで関係市町の議員が集まって、合併協議にかかわる共通する諸問題について、種々御意見を出し合っ  
て話し合うということについては、非常に意義のあることだというふうに考えております  
ので、議会側の能動的な、あるいは積極的な動きとして対応されることが望ましいのでな  
いかというふうに考えております。現実には、関係の議会事務局同士で調整されることが  
いいのではないかなというふうに思っております。

事務局の立場、合併協議会の事務局の立場としては、この合併協定項目である以上、合  
併協議会委員全体にかかわる問題でございますので、その議会の議員だけの会の場を事務  
局の立場で設定することについては、ちょっと問題があるかというふうに思いますので、  
議会事務局サイド、議会側の対応として、できればそのようなことでお願いをいたしたい  
というふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

川染委員 国分寺の川染ですけど、今の件でございますが、国分寺側の方からほかの町  
へ呼びかけるということではなくして、高松の方の合併協議会事務局の方からやっていた  
だきたいと思っております。それが筋でないかと思っております。

以上。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 この場に、議会の部会であります高松市の議会事務局長も出ておりますので、  
ちょっと議会側、高松市の議会としての事務局としての考え方も説明をいただきたいと思  
います。

金子議会部会長 失礼します。高松市の議会事務局長の金子でございますけれども、委  
員さん方、国分寺町の委員さん方の御発言の趣旨はよく理解はできるんでございますけれ  
ども、高松市の場合もそうなんですけれど、編入を受ける側といたしまして、今、林が申  
しましたのは、合併事務局として合同ですることについての困難さを述べたわけなんで  
しょうけれども、これから随時、あしたも含めまして、各町に同様の提案を、高松市とし  
ては、議会と当局の総意として御提案させていただくわけです。合併協議会を進める中で、  
そういった行為がほかの町にもございましたときは、議長、それから各会長等にも御相談  
の上、何らかの対応が必要とは考えますけれども、きょうは意見を聴くというような程度  
にとどめたいと思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

川染委員 川染ですけど、言わんとするところ、わからんこともないんですけど、これは高松側の合併協議会事務局から積極的に他の町へ呼びかけてやるのが普通でないですか。私はそのように考えます。

議長（増田会長） もうそれについては、他の合併協議会がどういう意見が出るか、それも考える中でやっていきたいと思っておりますので、皆さんがそういう御意見であれば、またそういう方法も考えればいいんじゃないですか。今は、とにかく国分寺町がそういう御意見だということはよくわかりましたんで。あした以降の協議会でそういう話もする中で、今後どうしていくか、とにかく、これについてはそんなに早急に、すぐ結論が出るようなもんでないとは、当然、思っておりますんで、十分に議論する時間があっていいんじゃないかと思えます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

川染委員 そしたら、そういうことで、前向きに早く結論を出して前へ進んでいってもらいたいと思えます。

議長（増田会長） そうですね。ただ、議会の話になると、さっき事務局が言ったみたいに、合併協議会の枠を超えますんで、合併協議会の議員の合同ということなのか、全議員ということなのか、そこらも含めて、今後いろいろと検討せないかんと思えますので。

はい、どうぞ。

宮崎委員 国分寺の宮崎です。

今、川染委員さんから言われましたんですけど、これは高松は別な問題であって、一緒にやろうとしておる6町、6町のできれば議員あたりを、その呼びかけを高松にというのも、合併協議会があるから、そのあたりで調整してほしいなというのが趣旨であって、高松まで巻き込んで話す議論じゃないだろうと僕は思いますので、できれば会長さんの方から、事務局の方でできれば6町、日程なんかの調整をしていただいて、そういう場を持っていただければありがたいなと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（増田会長） それじゃ、今後の他の合併協議会の動向も見守る中で、そういう方向になるようでしたら、また考えさせていただきます。

ほかにどうぞ。よろしゅうございますか、この件について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第17号につきましては、先

ほども申しあげましたとおり、次回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図ることとさせていただきます。

次に、協議第18号議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）についてを議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料18ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料18ページでございます。

協議第18号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容でございますが、ページの中ほど、枠で囲った部分でございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、国分寺町の区域により選挙区を設ける。」というものでございます。

以上が提案内容でございますが、合併特例法に基づくいわゆる定数特例について、編入合併の場合の最大限、2回適用しようというものでございます。

次の19ページをごらんいただきたいと存じます。

編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、図で示しておりますとおり、五つのパターンが想定をされるものでございます。

まず、パターンの は、地方自治法による原則でございますが、編入される市町の議員はその身分を失います。ただし、合併後の議員定数が増加する場合には、増員選挙を行うこととなります。

次に、パターン の定数特例でございますが、これは編入される町に選挙区を設けて、人口に応じた定数を増加配分できる制度で、増員選挙を行うこととなります。この場合、議員の任期は編入する高松市の議員の残任期間で、平成19年5月1日までとなるものでございます。

次に、パターン の でございますが、これは定数特例を合併後に行われる一般選挙まで合わせて2回採用するものでございます。

次に、パターン の 、在任特例でございますが、編入される町の議員全員が高松市の議員として在任するものでございまして、在任期間につきましては、先ほどの定数特例と同じように高松市の議員の残任期間となるものでございます。

また、パターン のように、この在任特例に加えまして、定数特例を採用して、次の一般選挙において選挙区を設定することもできます。

今回提案いたしておりますのは、このうちのパターンの で、合併特例法における定数特例について、編入合併の場合の最大限、2回活用するものでございまして、国分寺町地域に定数3人の選挙区を設けるというものでございます。

次の20ページをごらんいただきたいと存じます。

20ページには、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました先進10市のうち、5市の事例を記載いたしております。それぞれの市の名前の後には、括弧書きで先ほど説明をいたしました特例のうち、どのパターンの特例を採用したかということ括弧の中に記載をいたしておるものでございます。

また、次の21ページでございますが、これは、現在、合併協議が進められております中核市の事例のうちで、長野市を初め5市の事例を記載しております。このうち、豊田市と高知市につきましては、今回提案した内容と同じ内容でございます。

以上、簡単でございますが、協議第18号議会の議員の定数及び任期の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第18号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

川染委員 国分寺の川染ですけど、先ほどと同じでありますけれども、なぜ幹事会で決めるのか、また問題は、住民も議員も執行部側も全員が入った、議会の議員の定数及び任期の取扱い小委員会を設置して、慎重かつ十分に議論をして決定すべきものでないかと思っております。

協議第18号のパターン を提案されているようでありますが、議案第17号の地域審議会の取扱い、高松市にとっては都合がよいが、国分寺町の住民の意見が一番届きにくい地域審議会を提案し、この議案では、一見編入される町の議員がよく見せかけた実の、実際に選挙区制度にすることにより、高松市の市会議員は定数40人の今のままで増員選挙には関係なく、次回は高松地区選挙区で、もう一回、今までどおりの選挙はできるのであります。このような議員の定数及び任期の取扱いは、住民は絶対に許さないと思っております。

また、パターン でございますが、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項の規定によりますと、11名の定数増となり、編入合併特例数は51名となって、高松市の市会

議員は高松地区選挙区となり、現在の40名そのまま、選挙をすることはありません。これでは、選挙区制度は採用するものの、編入する町の議員だけが選挙により不公平感が残り、余りいいことではないと思います。

そこで、この際、次のように提案をしたいと思います。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条及び7条を適用せず、自治法原則により、定数は46とし、高松市議会議員は全員で自主解散をし、選挙区は設けず一般選挙とするというふうにすれば不公平感もなくなり、何よりも議員の5名の削減になります。高松の合併の大きな目標である財政再建にも役立つと思います。それらは、住民にも十分に説明し、納得がいくのではないかと考えます。議員は、合併特例法に甘えるのではなく、このような、財政の危機的な状況においての合併では、議員みずから痛みを分かち合わなければならないし、住民からも信頼は絶対に受けないと思います。

そこでお伺いいたしますけれども、どのような根拠をもって定数特例を2回も使うパターンを採用したのか、あわせて議会の議員の定数及び任期の取扱いについて協議する小委員会の制度について、事務局はどのように考えているのか、また合併特例法の第6条及び7条は採用せず、定数は46の自治法を原則として、高松市の市議員は全員自主解散し、選挙区は設けず一般選挙にすることについて、高松市議会議員はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

議長（増田会長） はいじゃ、事務局からまずお答えします。

事務局長 事務局から、1点目と2点目ということになるかと思いますが、1点目の今回提案している根拠、理由ということでございますが、合併特例法を使うか使わないかはあろうかと思いますが、この会議資料の19ページにございますように、地方自治法による原則と、あとは合併特例法による特例があって、すべてで五つのパターンがあるということでございます。

その中で、何が今回の合併に一番望ましいかということでございますが、この中のパターンでは、在任特例がパターンとパターンにあります。在任特例については、現在の編入される町の議会の議員全員が高松市議会の議員の残任期間、在任するという特例でございまして、これについては全国的にも、また香川県内においても、非常に批判の大きい制度でございます。したがって、検討する段階においては、在任特例は外していきましょうというのがまず前提としてありました。

その次に、じゃあ何が残るかといいますと、地方自治法の原則に基づいて、編入される

町の議員がすべて失職した状態でいくのかどうかということですが、合併によって、その地域から議員が一人もなくなるということについては、これはどうしても理解はされないであろうということで、定数特例を1回使うか2回使うかということになります。最初の1回、合併時から次の選挙までの期間使うとなりますと、1年半から2年ぐらいになります。それで定数特例を終わりますと、次の選挙からは通常の条例定数による選挙ということになります。建設計画の期間はおおむね10年間でございますので、その前半部分の1年半から2年だけ、その地域から選挙された議員がおるということとなりますと、地域審議会もありますけれども、その地域のまちづくりについて直接発言できる議員がおるかおらないか、非常に不透明な状況の中で進んでいくということについては、問題があるかということございまして、合併特例法による定数特例を2回使うことによりまして、約5年から6年間は必ず議員を確保できるということからいきまして、定数特例を2回採用することが、この中では一番望ましいのではないかというふうに判断をしたところでございます。

御承知のとおり、先ほど来、御指摘いただいておりますように、高松市としては6町とそれぞれ合併協議会を設置しております、町においては非常に人口の少ない町もございます。そのようなことから、選挙区を設けなくて、すべての高松市全域を一つの選挙区として選挙するとなりますと、具体的に県内でも事例がありましたように、その地域から議員を選挙することができない状態が生ずる恐れもあります。それは非常に高い確度であるわけですが、そのような状況を、ある町においては議員が確保できないという状況を許すのかどうかということになりますと、最終的には高松市と6町で合意できる状況にならなければならない、そのようなことから、すべての市町が合意できる最大公約数の取り扱いということになれば、この定数特例を2回採用することが一番ではないかなということ考えたところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、小委員会の設置のことですが、それについては、事務局としてすべきであるとかすべきでないとかということを申し上げる立場にはございませんので、この協議会の総意に基づいて対応すべきものというふうに考えております。

3点目の、定数を46に改正をして、それで一斉に選挙をする自主解散ということについてでございますが、これについては市議会側の御意見を聞かれておるということで、事務局としては、ちょっとそれについては触れることができませんので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

梶村委員 高松の梶村でございますが、議論がちょっとふくそうしておるようであります、まず、今、お話がありましたように、議会の関係につきましては、私たちが議会の議員同士で相談をして代表してしゃべるとい話ではありません。個人的な話ですから、間違っていたり足らざるところは、また、うちの議員の立場の人たちから、また補足をしていただければありがたいと思っておりますが。

私はもう特例措置の問題については、今、事務局からお話がありましたように、やっぱり定数特例でいくのが一番最良の策だと思っております。特に、国分寺町さんのように人口の多いところと塩江町さんのように人口の非常に少ないところと個別に協議会をつくってやっております、それがほとんど、時期が1年以内ぐらいの差で合併が同時にできるかどうかといったら、例えば塩江の場合とか、あるいは香南町さんの議員の任期の問題とか、あるいは合併の時期という問題も統一化できないというふうなこともありますから、総合的に考えてみますと、やっぱり、定数特例を2回適用することが一番良策ではないかというように思っております。

それから、小委員会を設けてとか、あるいは議会議員同士が寄って話をしたらどうだという話は、これは私はそういうせっかくの申し出ですから、先ほど来、話がありましたように、各協議会の中でもそういう話が出るんなら、ぜひ高松もそういう場に高松の議員としても参加することで、高松の議員の考え方、高松が、先ほど話が出ておりましたように、51でいくのか46でいくのか、あるいはその他の数字でいくのかということについても検討課題の一つだとは思っておりますから、それはまたこれから先、決して国分寺町あるいは塩江町、牟礼町だとかっていう編入される町側だけが血を流すということではなしに、何とか解決策を見出すための方策も、高松がそれなりの考え方を示す場があったって、それはいいと思っております。

ただし、がらがらぼんのように、今、先ほど話ありましたですね、1回でやってがらがらぼんというのは、編入、やっぱり合併の時期の問題がありますし、そろわないということもありますから、それはやっぱりちょっと無理があるんじゃないかというように思っておりますし、そういうことは、やはり、この編入合併方式をとってやってきて、協議を進めて積み上げてきた以上、その方策をとらなければ、住民の意見を、住民の理解を得られないということにはならないというように考えておりますので、それはまた、そういう場



の中で、それぞれひざをつき合わせて、また、胸襟を開いて話し合いができるのではないかと、私自身は思っております。議会の定数の議員の取扱いの問題については、私の考えとしてはそういうことです。

ただし、先ほど来、ちょっと協議第17号のところの問題になりましたので、これはちょっとお断りをせないかなのかなと思っております。というのは、先ほど来、話が出てきたときに、岡西さんなり綾野さんから話が出たときに、協議第18号もありますから小委員会、議員同士で話し合おうという話がありましたので、そんな話が出てまいりまして、どうも議会事務局からそれぞれの合併協議会の意見を聞いて、また呼びかけることもあり得るなんていう話になりましたが、既に、地域審議会の案については、御案内のとおり、合同幹事会で提案をしまして、それで正式にもう既に……、塩江はどう、塩江はまだしてなかったですかね。

〔「あした」と呼ぶ者あり〕

梶村委員 あした正式にするんか、ああそうか。そらそれじゃったらええんか。それやったらいいです。私、それが先に、塩江の方が合併協議会でもう既に地域審議会が提案されて結論が出る時期かなと思いましたが、ちょっとそのことを心配しました。だから、それはわかりました。もし、あした改めて、国分寺さんが一番初めてだったんだったらいいです。それは私の勘違いでしたので、そのことについてはもう触れません。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

松岡委員 今の、ちょっと言いにくいかもわかりんですけど、僕は住民側の立場から言わせてもらったら、5年間は3名は確保できるというのが一番ベターじゃないかと僕は思うとんですよ。住民の方もその方が理解しやすいんじゃないかなというふうに考えてる。今、事務局の方から御説明がありましたんで、もうこれ以上言いませんけれども、僕はこの地域審議会にしたって、このパターン にしたって、この提案でいいんじゃないかなあというように私の方は思っております。

以上です。

議長（増田会長） ほかにどうぞ、御意見。

はい。

岡西委員 先ほど、うちの川染委員さんが言われたとおりになると、旧寒川町のように国分寺がゼロになるかもわかりません。また、旧高松市街地の議員さんが、あるいは40が35になるかもわかりません。しかしながら、ゼロになったはなつたで、こういうとき

にこそ、協議第17号に出てきました合併特例区というものを設けておれば、その区長さんに、区長さんがやっぱり住民の意見を集約して、行政に対していろいろお願いすることができるんじゃないか、そういうことをも含めて、協議第17号では合併特例区をぜひお願いしたいなあということ。

それから、もうこれはあえて、私ども本当に綾歌3町ときには随分保身、保身と言われてきましたけれども、今回は意を決して、たとえゼロになっても、やはり特例区というものでカバーして、やっぱり、これはやっぱり人件費の削減というのが一つの大きな目標なんですから、合併の、そういうことをぜひ、そういう特例を使わずに、やはり議員を選ぶべきだなと、そのように考えております。

議長（増田会長） ほかに御意見ございますか。

はい、どうぞ。

三笠委員 そういう、今も話がありましたけども、この合併問題の中で、この問題というのは、非常に神経質に取り扱わなきゃならんのは、これ当然、事実なんですけれども、そういう中で、やはり今さっきも住民の代表の方が言われましたけれども、やはりそういうような住民が、当然、近ごろの財政状況等、またその改革の中で何が一番問われておるかという問題が、そもそも、その中にもがらがらぼんの中も始まるんですけども、しかしやっぱり、この問題はやはり法にのっとり、そしてお互いに幹事会の中でこの話を煮詰めていっておるといふ状況等も踏まえた協議会であるのが一番ベターな話じゃなからうかなというふうに思うんです。

先ほど、もう当然、その時点で副議長さんの46という数字、自主解散という話も出ましたけれども、しかし、これは今、合併協議会の中で協議の段階なんで、協議の段階の中でこの46とか50とかという数字はまだわからないわけですから、これは自主解散とかそういう話というのは、これはもうまだ先の話であろうというふうに理解し、協議会の中でそういうことを我々は理解しながら、やっぱり話し合っていかなきゃならんということですから、そこのところはひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

これは、そら我々は編入だからこそとか何とかという問題じゃないんです。これは、やっぱり高松と国分寺町のこの合併協議会が、先般の町長さんの話にありましたように、成功に向けて真剣に取り組んでいくという町長さんの意気込みも感じられましたんで、そういう中でやはり前向きに検討していく。先ほど私ども同僚議員も話しておりましたが、当然、皆さん方が大変な労力を費やしておるといふことを我々も承知いたしております。

しかしながら、我々がもう高みの見物とか安穩としてという気持ちはございませんで、我々もいつかはきちっと、これは話し合って、議員間同士で結論を出さなきゃならんという気持ちも持っておりますので、そこら辺はひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、じゃあ。

森谷委員 済みません、御指名いただきましたので、高松の森谷でございます。

今、高松の同僚議員の方から御意見等ございましたので、私の方からもちょっと意見を述べさせていただきます。

まず最初に、この間の合同の6町さんですか、5町さんですか、合同の幹事会をされたと言われますが、これはあくまでも提案をお示しをしたという段階で、これからそれぞれが持ち帰っていろいろ検討するというふうに、私どもは仄聞をさせていただいておりますので、その点は確認をさせていただきたいと思っております。

それと、今の定数のことでございますが、国分寺町さんは今のような御意見をもらいただきました。私、日常的にほかの5町さんとの議員の方々ともいろいろ話し合いする機会も多々ありますけれども、そのときは全くじゃあ逆の御意見を私どもに言う町もあるわけです。

例えば、同じぐらいのレベルの人口のところの町、どことは言いませんけど、しても、やっぱり、例えば1回、じゃあ定数特例を使わせてもらって、じゃあそれで次のときには一般選挙でいくとかといういろんな話をケースごとにするわけですけども、そういうときに、いやもう例えば、3人なり2人なり1人なりちゃんと確保をしてもらうことが、1回じゃなくてももう1回ぐらいはきちっと確保しておいてもらわんと、うち困るとか、こっちは困るとかといういろいろな御意見も逆にあるわけです。

だから、今、私も個人的には事務局から御提案のあったような定数特例、今回の合併のときに1回と、もう1回の定数特例で大体五、六年、大体そういう今の案で、私もベターじゃないかなというふうに、個人的には思っております。ですので、これからまた、そういういろいろな御意見が5町さんにもあるということを知っておいていただいて、これからまたいろいろな御意見を煮詰めていっていけばいいんじゃないかなというふうに思っております。

それと、先ほど同僚議員も言いましたように、高松としても、やはり私どもも、ずっともう高松市も財政的にもいろいろ厳しいですから、行革、行革って言ってきておりますので、本当に私どもも一生懸命考えていこうという姿勢はしっかりと持っておりますので、そういうことも申し添えさせていただきます。

以上です。

議長（増田会長） ありがとうございます。

どうぞ。

川染委員 高松側の議員さんの言わんとするところ、わからんこともないんですけども、私らは、こういう先ほど述べたような方向でぜひともやっていただきたいということでございます。ごてごて申しませんが、こういう姿勢でやっていきますので、よろしゅうお願いします。

議長（増田会長） どうぞ。

梶村委員 話し合う場がつかれるとすれば、その中でまたいろいろと御意見も聞かせていただくということでどうでしょうかね。私は、それでお互いがやっぱり胸襟を開いてこそ積み上げられる問題だと思っております。何も積み上げられてお話し合いができない課題じゃないと思っておりますので。川染さんのせっかくの御意見ですが、ほかの町の方々の御意見も聞いていただきながら、ぜひまとめ上げていきたいというように私ども思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

議長（増田会長） それじゃ、協議第18号につきましては、次回会議……、ああ、そうですね。どうぞ。

宮崎委員 国分寺の宮崎ですけど、先ほどから我々の同僚議員も、また、高松市議会の議員さんも言われておりますけれども、確かに私方が考えておるのは、やはり特例法二度も使うのはおかしいじゃないかと。この一番のこの合併というのは何を基本にしとんど。やはり合併して、いろんな面において行政改革をし、そして議員の定数、また、特別職職員の削減をし、やはりそういう中において、議員だけが2回も定数をオーバーして、法令定数からいえどもそれを5名もオーバーする。今の高松市の条例からいえば11名オーバーする。このあたりを二度も特例法使うというのは、住民が納得できないんじゃないかなというのが我々議会の中での話し合いで、こういう、できれば、もう一散に解散してという話まで至ったわけなんですけど、本当にこれ、ほかの事例で、さきの合併されとる市においても、余り、これ二度使うんは少ないですね。一度はそういう特例を使って、二度

目はもう一散で御破算でいきませんか。じゃ、高松市は今後考えるといえども、自分の定数はもう全然いろわんでしょ、40名。いろわんでしょ。それはもう、あくまでもそれが我々言よるように、そういうようなことで、これはもう……。

〔私語する者多し〕

宮崎委員 いやいや、そやけ、そこまでの本当の話があるのかな、どうかなと思うて。ほな1回目はまあまあ特例法使って、2回目はほんじゃ高松もほんなら減しますよという本当に話があるかどうか、そのあたりが今後の話し合いをする余地があるのであれば、一度話したらいいと思います。会を持ったらいいと思います。よろしくをお願いします。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

大橋委員 大橋です。

僕も、我々高松の方も、前の前の選挙やったけん、議会みずから多いじゃないかというて4人削っていったんよ。もう何で削る、まださらにという考え方も多分いろいろ持つとる人いっぱいおると思うんですよ。ただ、一番基本的なんは、行革で、もうとにかく将来生き残りかけて、こらほっというても、高松が合併しても、都市間競争で時間が2年か3年から5年もつかというぐらいの程度やと思うんで、合併特例法を使っても借金がふえるだけやから。ただ、対象の六つの町やったら、大きいんやちっちゃいというんがあるから、だから本当やったら、国分寺と1対1ぐらいでやりよったら、それぐらい、僕らが喜んでのったらいいと思う。ただ、どここの町というたらおかしいけど、ちっちゃな町だったら1人が出しかねると、ほんだら地域の意見をもっと聴いてくれえという意見もあるんや。だから、そのあたりは、もうちょっと我々議会の方で議員同士でも腹割って話し合っ、今、宮崎さん言うたように、もうそんなような腹あるんか、あるんかというて、そら持つとる人は腹持つとる人もおるし、そのあたりはまた話し合っやっていったら、もちろん腹割って話し合う機会、また別につくったらいいと思う。そういう形でどうですかね。

議長（増田会長） 今回初めて提案したんで、これから他の5町さんとか住民の方、いろんな方の声もこれからどんどん出てくると思いますので、そういう中で判断をすべきものだと思います。じっくりと今後、協議していきたい、いければと思いますので、よろしくをお願いします。

それじゃ、もう次の方へ入らせてもらっていいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） じゃ次、協議第19号その他の事業（情報公開制度）（協定項目第

24 - 23号)についてを議題といたします。

事務局から説明します。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料22ページをお開き願います。

会議資料22ページでございます。

協議第19号その他の事業(情報公開制度)についてでございます。

提案内容を御説明させていただく前に、まず、調整内容を附属資料によりまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、附属資料の18ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料の後にございます附属資料の18ページでございます。

附属資料18ページ、情報公開制度でございます。申しわけございません。とじずに別にいたしております。横長の附属資料でございます。その18ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、情報公開制度の1の制度の概要でございます。両市町におきましては、それぞれ条例を制定いたしております。高松市では、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面等で当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものとなっており、公開対象者につきましても、だれでも請求できることとなっております。

一方、国分寺町につきましても、公開対象文書につきましては高松市とほぼ同様でございますが、公開請求者につきましては、町内に住所を有する者、町内の事業所等に勤務する者、または利害関係を有する者と制限をされております。

次に、2の公開方法でございますが、公開場所につきましては記載のとおりでございますが、写しの交付に要する費用に差がございます。

次に、3の審査会でございますが、両市町ともそれぞれ審査会を設置しておりまして、委員数、任期につきましても同様でございます。

以上を踏まえました問題点、課題でございますが、公開対象、公開請求書及び写しの交付に要する費用に差異があることが挙げられておりますが、対応策、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の方の22ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料の22ページでございます。

ただいま附属資料で御説明を申し上げました調整結果に基づく、この提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「情報公開制度については高松市の制度に

統一する。」といたしたところでございます。

以上で協議第19号その他の事業（情報公開制度）についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第19号について、御質問、御意見ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、次回、第9回会議で改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第20号その他の事業（外部監査制度）（協定項目第24-23号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、説明いたします。

先に附属資料で説明をさせていただきたいと存じます。

先ほどの附属資料の19ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料の19ページでございます。

その他の事業（外部監査制度）でございます。

この制度は、平成9年の地方自治法の一部改正に伴いまして、平成11年度から都道府県、政令市及び中核市に導入が義務づけられたものでございまして、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を行うことで、地方公共団体の監査機能を充実し、公費執行に係る住民の信頼を向上させることにより、適正な行政運営を確保するもので、年度を契約の単位として毎会計年度、外部監査法人と契約し、年1回以上、財務に関する事項について監査を受け、その結果の報告を受けることとしているものでございます。

この制度につきましては、高松市のみの制度でございますことから、調整案といたしましては「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の23ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料23ページでございます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「外部監査制度については、高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） たいま説明のありました協議第20号につきまして、御質問等がございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようございましたら、協議第20号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることいたします。

次に、協議第21号その他の事業（水問題対策）（協定項目第24 - 23号）についてを議題とします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の20ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料20ページでございます。

その他の事業（水問題対策）でございます。

資料にございますように、高松市では水問題対策として、記載のような各種の制度等を設けております。国分寺町では制度がございませんことから、調整案といたしましては「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

恐れ入りますが、会議資料24ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料24ページでございますが、たいま附属資料で御説明いたしましたように、提案内容といたしましては、「水問題対策については、高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） たいま説明のありました協議第21号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようございましたら、協議第21号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第22号建設計画（協定項目第25号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、会議資料の25ページをお開きください。25ページでございます。

協議第22号建設計画（協定項目第25号）についてでございますが、提案内容はペー



ジ中ほどにございますように、「建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。」  
というものでございます。

それでは、別とじの附属資料、高松市・国分寺町の合併による“まちづくりプラン”  
(建設計画)案と書いたものをしてしておりますので、そちらをごらんください。右肩の方  
に、その2と記載しております附属資料でございます。

表紙の次のページをお開きください。

まず、目次で、建設計画の構成について説明いたします。

はじめにでは、合併の考え方と建設計画策定の方針を、第1章では、高松市と国分寺町  
の概況を、第2章では、まちづくりの基本方針を記載しております。また、第3章は各論  
部分で、施策・事業を基本方針に沿って整理し、次のページ、第4章では、公共的施設の  
統合整備について、第5章では、財政計画について取りまとめております。

それでは、建設計画の概要につきましては、本日はお手元に附せんをつけてとしており  
ます資料、高松市と国分寺町の合併による“まちづくりプラン”の骨子をお配りしてあり  
ますので、これに基づいて説明させていただきます。

附せんをつけております資料でございます。

まず、1合併の考え方でございますが、まず、1番目としては、生活圏の広域化への対  
応、2として、少子高齢社会への対応、また3として、自治能力の強化、最後に4として、  
緊密なつながりを踏まえた対応という四つの視点から整理しております。

次は、2の高松市と国分寺町の合併によるまちづくりでございます。

まず、2-1合併による新しいまちづくりの理念でございます。ここでは、両市町のこ  
れまでのまちづくりの歩みを尊重し、地理的条件、都市機能や産業基盤、多様な地域資源  
や地域特性を生かしながら、地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能  
な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指すこと。さらに、合併により、  
自立性の高い自治体を目指し、行財政基盤の強化を図り、多様化、高度化する住民ニーズ  
や社会経済環境の変化に適切に対応した行政サービスと住民福祉の向上を図ることを掲げ  
ております。

次に、2-2国分寺町地域のまちづくりでございますが、ここでは、この建設計画の中  
心となります国分寺町地域の役割と機能を整理いたしますとともに、まちづくりの課題と  
対応の基本方向について取りまとめております。

国分寺町地域の役割と機能といたしましては、(1)で新たなコミュニティ文化創造機

能、(2)で暮らしの支援と交流機能、さらに(3)として、西の玄関機能を掲げております。

このような国分寺町地域の役割と機能を踏まえ、現時点の考え方といたしまして、骨子の1ページの一番下、枠囲みにございますように、国分寺町地域は、豊かな自然や文化、生活環境の充実などの特性と機能を生かし、新旧住民の調和と連携を促進し、新しいコミュニティ文化の創造と多様な交流の実現を目指し、「歴史と文化が調和し、コミュニティ文化を創造する生活交流ゾーン」と位置づけることを提案するものでございます。

次に、2ページをお開きください。

これら役割と機能、また建設計画の案の本編の方の18ページに記載しておりますような国分寺町地域のまちづくりの課題と対応の基本方向を踏まえまして、五つのまちづくりの基本目標と基本方針を掲げました。

まず、骨子2ページの左上の基本目標(1)連帯のまちづくり、保健・医療・福祉の充実した心身ともに健康に暮らせるまちの実現でございますが、基本方針として、その下に記載しておりますように、少子・高齢化が進行する中、住民同士の連帯に基づいて、保健・医療・福祉の連携を図り、福祉の充実した心身ともに健康に暮らせるまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、右側の3ページの重点取組み事項をごらんください。

1連帯のまちづくりにおきましては、(1)高齢者・障害者にやさしいまちづくりを初め四つの施策の方向を定めるとともに、介護老人保健施設「こくぶんじ荘」の機能の活用を初め七つの重点取組み事項を掲げております。

次に、左側2ページ右上の基本目標の(2)循環のまちづくり、自然を守り、生かした、自然と共生するまちの実現でございますが、基本方針といたしましては、国分寺町地域の水と緑あふれる自然環境を保全するとともに、豊かな暮らしを実現するため、循環型社会システムの構築などにより、貴重な自然資源を守り、活用し、自然と共生するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページの2循環のまちづくりに記載しておりますように、(1)の自然環境の保全と共生に基づくまちづくりを初め四つの施策の方向を定めるとともに、住民参加による里山の保全と活用を初め12の重点取組み事項を掲げております。

次に、2ページ左下の基本目標の(3)連携のまちづくり、安全・安心な生活環境のもと、香り高い文化とうるおい、ゆとりに満ちた豊かな生活を創造するまちの実現ござい

ますが、基本方針といたしましては、価値観が多様化し、生活様式が変化する中で、住民と行政の連携による創意工夫に基づいて、住みやすい安全・安心な生活環境を築き、香り高い文化とうるおい、ゆとりに満ちた豊かな生活を創造するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページの3連携のまちづくりに記載しておりますように、(1)安全で安心して生活できるまちづくりを初め四つの施策の方向を定めますとともに、本津川河川改修事業を初め21の重点取り組み事項を掲げております。

次に、2ページ右下の基本目標の(4)交流のまちづくり、豊かな潜在力を生かした高松の西の玄関にふさわしい活気あふれるまちの実現でございますが、基本方針といたしましては、国分寺町地域の有する豊かな潜在力を生かし、既存の産業の一層の活性化を図るほか、交流型産業を初めとした新たな産業の育成を支援するとともに、交流ネットワークの充実を図り、高松の西の玄関にふさわしい、活力に富み、活気あふれるまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページの4交流のまちづくりに記載しておりますように、(1)時代の変化に応える産業を育てるまちづくりを初め四つの施策の方向を定めますとともに、農業生産基盤の整備を初め10の重点取り組み事項を掲げております。

最後に、2ページ中央の基本目標、(5)の参加のまちづくり、住民一人ひとりが参画するまちの実現でございますが、この項目につきましては、ただいま申し上げました(1)の連帯のまちづくりから(4)の交流のまちづくりまでを相乗効果を発揮させながら推進していくための礎、潤滑油的役割を果たすものでございます。その基本方針といたしましては、地方分権の要となる「地域自治」の実現に向け、行財政運営基盤の充実強化を進めるとともに、多様な住民の声を施策に反映する仕組みづくり、住民自治力の育成支援、情報公開・情報提供の拡充を図りながら、地域づくり、環境保全、文化、スポーツなど、あらゆる面での住民活動を活発化させることにより、次世代に誇れる、住民一人ひとりが参画するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページの5参加のまちづくりに記載しておりますように、(1)行財政運営基盤の充実強化を目指すまちづくりを初め三つの施策の方向を定めますとともに、支所機能の整備を初め四つの重点取り組み事項を掲げております。

次に、4ページをお開きください。

4ページから6ページは、合併後における高松市全体の将来構想でございます。

まず、将来構想を展望した都市づくりの方向として、( 1 ) 道州制における州都機能の確保を視野に入れた中枢性、拠点性を発揮できる都市づくり。( 2 ) 市民が住みやすく、いつまでも住み続けたいと思える都市づくり。( 3 ) 地域の特性、特色を生かし、地域バランスに配慮した都市づくり。( 4 ) 多様で幅広い交流を展開する都市づくり。( 5 ) 新しい時代をリードし、地域発展を支える産業を育てる都市づくり。( 6 ) 地域みずからが主体的に取り組む自立した都市づくりの六つの考え方を示しております。

さらに、この都市づくりの方向を踏まえ、それらを凝縮した形での将来構想として、次の5ページに枠組みして記載しておりますが、「21世紀の四国の州都を展望した風格ある環瀬戸内海圏の中枢・中核拠点都市/グレーター高松の創造 海・街・山と 人が融け合う 元気なまち・高松」を地域共通の目標として掲げることといたしました。その趣旨は、その下に記載しているとおりでございます。

また、各地域の特性などを踏まえ、それぞれのエリアの個性等を生かした重点的な機能集積の促進を図るため、臨海部・島嶼部エリアなど、四つのエリアに分け、それぞれエリアの機能整備の方向を示しております。

6ページには、エリア別の機能整備、まちづくりのイメージ図をつけております。

内容につきましては、本日は説明を省略させていただきます。

次に、建設計画の財政計画について説明させていただきます。

建設計画案、本編の方ですけれども、45ページをごらんください。

45ページ、第5章財政計画でございます。

財政計画につきましては、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、予定する事業について今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的な展望に立ち、適切な財政運用を図ることを目的として策定される計画でございます。本合併協議会で決定した建設計画の作成方針におきましても、合併特例法の特例措置などによる支援制度を活用するとともに、地方交付税、国県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成することとなっております。

まず、1-1 財政計画の基本的な考え方でございますが、歳入・歳出の項目ごとに、現行制度を基本として、過去の実績等を勘案しながら、計画の対象期間については合併年度及びこれに続く10年間、つまり平成17年度から27年度までの11カ年について普通会計ベースで推計しております。

この普通会計とは、自治体ごとにさまざまな特色があり、各会計の区分が異なっているため、一定の基準で総体的に財政比較をするために、地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分でございまして、一般会計と自治体にほぼ共通して設置される特別会計を合算した会計でございます。なお、水道など公営企業会計等は除かれます。

この計画の作成に当たりましては、健全な財政運営を基本に、合併に伴う経費節減、国や県の財政支援措置等を勘案いたしております。

このような考え方にに基づき、2 - 1 歳入・歳出の考え方に記載しておりますような考え方をもとに推計いたしましたのが、47ページの財政計画でございまして、歳入では地方税など8項目、歳出では人件費など7項目について、平成17年度から27年度までの期間推計いたしております。

次に、参考資料として、合併に伴う効果を一覧表にしたA4の一枚ものの資料をお配りしておりますのでごらんください。骨子の後につけておるとお思いますので、一番最後のページになろうかとお思います。

合併に伴う効果でございます。計画期間中、議員報酬等で約8億9,000万円、国分寺町の特別職報酬で約5億500万円、国分寺町の農業委員会委員等の各種委員会報酬で約6,500万円、また、職員給与費につきましては、国分寺町の退職者不補充と現行の高松市の職員1人当たりに対する住民数を基礎に合併後の職員数の目安を算出いたしました。計画期間中の約10年間で5人の一般行政職員を削減することによりまして、約12億2,400万円の減を見込み、人件費全体では約26億8,400万円の効果を見込んでおります。また、物件費は、コンピュータなどの使用料などが不用になることなどを勘案し、国分寺町の現在の年間の物件費約10億円の半額が節減できると仮定し、計画期間中で約52億5,000万円の効果を見込み、合計で79億3,400万円の節減が図れると試算いたしました。

以上が建設計画の案の概要でございますが、今後、委員の皆様の御意見等を踏まえながら、両市町で再度調整の上、必要な修正を加えまして改めて提案いたしたいとも考えております。

以上、簡単でございますが、協議第22号建設計画についての説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第22号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第22号につきましても、次回、第9回会議で改めて質疑、協議等を行い意思集約することといたします。

会議次第4 その他（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、まず、（1）の高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料27ページをごらんいただきたいと存じます。高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況についてでございます。

27ページには、別紙といたしまして、各合併協議会の協定項目の協議状況を記載しております。

これにつきましては、高松市が近隣6町と個別に合併協議会を設置し協議を進めておりますが、委員の皆様の参考としていただくという趣旨で、前回の会議からこのような形で資料として提出をしているものでございます。この資料につきましては、表の右上に記載をしておりますように、本日10月19日現在のものでございます。

なお、内容につきましては、前回の会議で御説明いたしましたように、 が確認済みの項目、 が提案済みの項目でございます。

なお、個々の内容についての説明は、省略をさせていただきます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （2）高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） ないようでしたら、次に、（2）の高松市・国分寺町合併協議会会議開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料26ページをごらんいただきたいと存じます。

合併協議会の会議開催予定でございます。資料の（2）にございますが、次回、第9回の会議につきましては、現在、日程を調整いたしておるところでございます。まことに申

しわけございませんが、本日現在、まだ決まっておりません。そこに書いてございますように、11月の下旬ということを目途に調整を行っております。場所は、国分寺町での開催になります。日程が決まり次第、委員の皆様方にお知らせをいたしますとともに、ホームページなどによりまして周知をいたしたいというふうに考えております。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上がその他ということで事務局からの説明でございました。

せっかくの機会でございますので、この際、皆様の方で何か御発言がございましたら承りたいと存じますが。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございましたら、以上で本日の会議日程をすべて終了いたします。

皆様方には、長時間にわたり御審議まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・国分寺町合併協議会第8回会議を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3時12分 閉会

会議録署名委員

委員 千葉 規美子

委員 犬比賀 郁夫